

開発行為・宅地造成等の許可 セルフチェックシート

確認審査機関宛て

計画地：足立区 丁目 番 号（住居表示：）
 建築主：

都市計画法 29 条に基づく開発行為

以下の①～③の全てに該当する開発行為がある

① 区域面積が 500 ㎡以上

☐ある ☐ない

② 建築物の建築又は特定工作物の建設がある。

☐ある ☐ない

③ 区画形質の変更がある。

(⑦～⑨のいずれかの該当行為がある)

☐ある ☐ない

⑦ 区画の変更

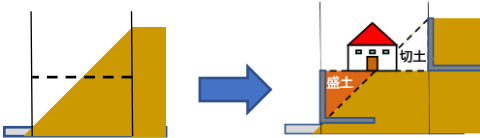
道路の新設・廃止等により一団の土地利用形態を変更する行為



※分合筆のみの計画は含まない

⑧ 形の変更

高さ 1 m を超える切土又は盛土の部分が 500 ㎡以上の行為



⑨ 質の変更

宅地以外で利用している土地（農地、雑種地等）を宅地化する部分が 500 ㎡以上の行為



以下の土地は「質の変更」において、宅地として取り扱います。

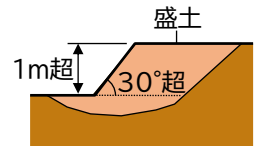
- (1) 建築物の敷地として現に利用されている土地又は過去に利用されていて建築物が除却されてから 5 年以内の土地（仮設建築物及び違反建築物の敷地の場合は除く）
- (2) 不動産登記法又は固定資産課税台帳上の地目が過去 5 年以上「宅地」である土地
- (3) 土地区画整理法（新法）による事業が施行され、仮換地指定を受けた土地
- (4) 法第 29 条による開発工事の完了公告済の土地
- (5) 旧住宅地造成事業が施行済の土地

盛土規制法 12 条に基づく造成行為

以下に該当する造成工事がある

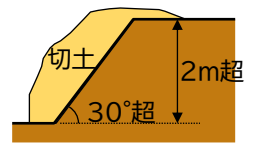
① 盛土で、その部分に高さ 1 m を超える崖ができるもの

☐ある ☐ない



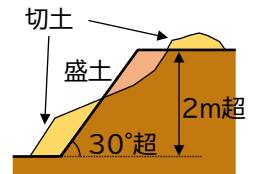
② 切土で、その部分に高さ 2 m を超える崖ができるもの

☐ある ☐ない



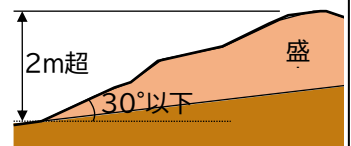
③ 切土と盛土を同時に行う場合で、その部分に高さ 2 m を超える崖となるもの

☐ある ☐ない



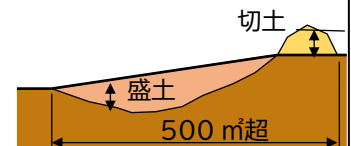
④ ①、③に該当しない盛土で、高さ 2 m を超えるもの

☐ある ☐ない



⑤ ①～④に該当しない行為で切土または盛土をする土地の面積が 500 ㎡を超えるもの

☐ある ☐ない



※30cm を超える部分が対象
 ※崖とは地表面が水平面に対し 30°を超える角度をなす土地をいう。

①～③一つでも「ない」に該当

全て「ある」に該当

一つでも「ある」に該当

全て「ない」に該当

☐ 許可不要（照会不要）

☐ 足立区役所開発指導課開発指導係の窓口事前に事前相談を行った上で許可申請を受けてください。

☐ 許可不要（照会不要）

【問合せ先】 都市建設部 建築室 開発指導課 開発指導係

Tel: 03-3880-5272 (直通) Fax: 03-3880-5615

E-mail: kaihatu-shido@city.adachi.tokyo.jp